

エイジフレンドリー補助金活用好事例



～熱中症初期状態を迅速に把握するためウェアラブルデバイス導入～



清掃作業員が着用するウェアラブルデバイスを導入

【導入したウェアラブルコネク基本パッケージ】



スマートウォッチ
×10個

あわせて、
スマートウォッチ
用充電器 ×1個



警告ランプ
×2個



ソーラー式
ビーコン
×40個



機器設置費



高速道路のサービスエリア（海ほたる）で働く清掃作業員の熱中症初期状態を速やかに把握するため、ウェアラブルデバイスとその付属設備を導入した事例です。

事例提供事業場情報

事業場名：株式会社東京湾横断道路サービス
所在地：千葉県木更津市
業種：その他の業種
労働者数：95人（高年齢労働者数は内15人）
申請時点における人数

エイジフレンドリー補助金活用概要

利用コース：労働災害防止コース（旧名称）
対策内容：熱中症防止対策
対策詳細：ウェアラブルコネク基本パッケージ
（上記機器等）の導入
補助金額：対象経費の1/2

実際の運用フロー

スマートウォッチの着用



ユーザー名	● ● ●		
基本	個人データ	閾値	設定
	MAX	MIN	
安静時パルス	130拍/分	40拍/分	
行動時パルス	170拍/分		
その他...			

- 事前に連携アプリにて個人ごとに閾値等を設定。上記は入力イメージ。
- 閾値とは、体調変化への影響がでる限度値を指します。

PCにて体調把握 & 緊急警報

デバイス一覧		
ユーザー名	パルス(拍/分)	位置
●●●●	125 拍/分	○
●●●●	97 拍/分	○
●●●●	157 拍/分	○
●●●●	192 拍/分	○

- スマートウォッチからの情報をPCにて確認。上記はPC画面のイメージ。

設定した閾値を超えた
場合等に緊急警報



体調確認



各自が携帯している無線機に連絡を取り、必要な対応を実施。

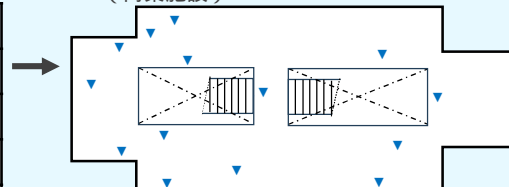
ソーラー式ビーコンとは？

- ビーコンとは、スマートウォッチの位置情報をより正確に把握するための装置です。
- スマートウォッチ単体では位置情報が平面的にしか分かりませんが、ビーコンを使用すると建物のどの階にいるかまで分かります。
- 太陽光で充電するため電池交換も不要です。

【ソーラー式ビーコンの設置箇所】

5 F	▼	▼	▼
4 F	▼	▼	▼
3 F	▼	▼	▼
2 F	▼	▼	▼
1 F	▼	▼	▼

4 F（商業施設）



▼...ソーラー式ビーコンの設置箇所
ソーラー式ビーコンの設置数は各階で異なります。

令和7年度エイジフレンドリー補助金を積極的にご活用ください！！【裏面参照】

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内（抜粋版）

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。
全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

安全衛生対策コース名		補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く）		・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・<u>リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策</u>に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く）		・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン		・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円（消費税を除く）	転倒防止	・労働者の転倒災害防止のため、<u>専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</u>（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
	腰痛予防	・労働者の腰痛災害の予防のため、<u>専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</u>（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
IV コラボヘルスコース ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く）		・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限 令和8年 1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類 送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター	
	交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
	電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
受付時間	平日10：00～12：00 / 13：00～16：00 （土日祝休み、平日12：00～13：00は電話に出ることができません） < 8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く >	

エイジフレンドリー補助金についての詳細は右のQRコードから
厚生労働省ホームページにアクセスしご確認ください。

